

2016年3月18日(金) 苫小牧港発限定企画!

北海道・苫小牧発～大洗

～北海道からあの!!!「さんふらわあ」に乗って大洗へ～

GOGO! 大洗・海楽フェスタ

フェリー往復と日帰り温泉施設「ゆっくり健康館」の入浴券がセットでお得!

旅行代金(平成28年3月18日苫小牧発夕方便限定)

エコノミールーム **13,000**円(小人) **9,000**円

カジュアルルーム **19,000**円(小人) **12,000**円



■添乗員は同行いたしません。■食事:0回 ■船内2泊 ■船内2泊以外の現地宿泊はお客様ご自身でお手配をお願いします。

ご旅行日程

3/18(金)	苫小牧港 18:45 発 ~~~~~さんふらわあさっぽろ~~~~~
3/19(土)	~~~~~大洗港 14:00 着 . . . <各自> . . . ゆっくり健康館(19日または20日) . . . 各自宿泊 ※大洗港より徒歩10分程度
3/20(日)	. . . 大洗春まつり海楽フェスタ <各自> . . . 大洗港 18:30 ~~~~~さんふらわあふらの~~~~
3/21(月)	~~~~~苫小牧港 13:30 着

お申し込みからご乗船まで

STEP1. お申し込み

出発日の14日前まで承ります。お電話にてお申し込みください。

STEP2. 旅行契約の成立

旅行代金のご入金をもって、旅行契約の成立となります。ただし、出発日までの残日数が21日未満の時点でお申し込みいただいた場合にはご予約内容の手配完了をお知らせした時点で契約の成立となります。

STEP3. 旅程確認証のご郵送

旅行代金の入金確認後、乗船手続きや日帰り入浴に必要な「旅程確認証」をご郵送いたします。

STEP4. ご乗船手続き

出港当日は、乗船港ターミナルの商船三井フェリー発券窓口にて「旅程確認証」をご持参の上、出港1時間前までにお手続きください。

旅行企画・実施

大洗ポートトラベル(大洗ターミナル株式会社)

茨城県知事登録旅行業第2-503号

茨城県東茨城郡大洗町港中央1番地

大洗港フェリーターミナルビル2F

電話029(266)3325 FAX029(266)3698

総合旅行業務取扱管理者 佐藤真一

<http://www.oarai-terminal.jp/>

営業時間 8:30~17:00(土・日祭日休み)

ご旅行条件書（抜粋）

◇**旅行契約** この旅行は大洗ターミナル㈱（以下当社という）が企画・募集し実施する旅行です。お客様との契約の内容・条件は下記記載のほか、最終旅行日程表および当社旅行業約款によります。◇**申込金** 旅行申込にあたっては所定の用紙に必要事項を記載し**申込金 3,000 円**（旅行代金・取消料の一部として取扱います）を添えて取扱い旅行会社に提出してください。◇**契約の成立** お客様との契約の成立は、申込書および申込金を取扱い旅行会社が収受したときに成立します。◇**確定書面** 当社は出発の7日前までに、旅行内容の確定状況を記載した書面をお渡しいたします。◇**旅行代金のお支払** 旅行代金残金の支払は、出発の10日前までにお支払下さい。◇**旅行代金に含まれるもの** 旅行日程に明示した運送機関の運賃料金・宿泊費・食事代・観光諸費用および消費税。◇**契約の変更** 天災地変・戦乱・暴動・運送機関のスケジュール・交通事情・気象条件その他やむをえない事由により旅行日程を変更する場合があります。その場合、変更後の旅行内容により旅行代金を変更する場合があります。また、お客様の都合により旅行内容を変更する場合はその追加代金をいただきます。◇**お客様の交替** お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第3者に譲り渡す事ができます。◇**取消料** お客様はいつでも次に定める取消料を支払う事により契約を解除する事が出来ます。

旅行開始日の前日から さかのぼって		旅行開始日の 前日	旅行開始日 当日	旅行開始後 および 無連絡取消 し
20日～8日前	7日～2日前			
旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

◇**最少催行人員** この旅行の最少催行人員は1名です。◇**添乗員** この旅行には、集合場所から解散まで添乗員は同行いたしません。◇**当社の責任** 当社は旅行契約の履行にあたり、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、発生日から2年以内にその申出があった場合に限りその損害を賠償する責に及びます。ただし、次に例示するような事由による場合はその責を負うものではありません。

天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関の事故、運送機関の遅延・不通もしくは火災又はこれらのために生ずる日程の変更もしくは旅行の中止および滞在時間の短縮または延長、公官署の命令又は伝染病による隔離、食中毒、盗難。◇**お客様の責任** お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該のお客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。◇**旅程保障** 当社は契約内容に重要な変更を行った場合、別途定める変更保証金を旅行終了後30日以内にお支払します。尚、次に掲げる変更は対象となりません。天災地変・戦乱・暴動・公官署の命令・運送宿泊機関等のサービスの提供の中止・当初の運送計画によらない運送サービスの提供・参加者の生命または身体の安全確保のための措置◇**特別補償** 当社は当社の責任の生じるか否かを問わず、特別補償規定に定めるところにより、お客様の生命・身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める補償金および見舞金を支払います。

この旅行条件は平成28年2月1日現在を基準としています。